地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)

市町村分

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

 [
 普通交付税
]

 [
 都道府県分 · 市町村分]

 [
 総括 · 需要 · 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	東京都	大都市特有の財政需要の反映	明之の 明之では、 明之では、 明之では、 明之では、 明之では、 のの分には、 のの分には、 のの分には、 のののののののでは、 のののののでででででででででででででででででででででででででででででででで	対人、すにて 、費等 市で応、き 成際い減けし を経正 都点対は続 平に多削お止 のの は上原の のの は上原の のの の

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税] ——————

[都道府県分 • 市町村分

[総括 · 需要 · 収入

総括的事項

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	使洪巾 山岭市	地方交付税の算定方法 等の早期明示による予 見可能性の確保	共団体における地方交付税額の予見可能性の確保を図ること。 少なくとも、地方財政対策の決着時点で想定される基準財政需要額の総額(指示伸率)の増減傾向等は可能な限り早期に、各団体に対して説明や情報提供を行うこと。	下旬に決定され、同時期において、国の 予算案と関連して地方財政対策が決定さ れるもの。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

普通態容補正

番-	号 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	札幌市		に、前年度以前に比べて係数を減しる場合においては、その算出根拠を 明確に示すこと。	採用する。 指定都市に係る財政需要においては、 各費目において、普通態容補正に権能差 を設けて算定を行っているところ。ま た、係数の設定に当たっては、各種地区 分ごとの決算の状況などを踏まえ、毎年 度設定しているところ。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[**段階補正**]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	沖縄県		だきたい。	採用しない。 段階補正は、測定単位の数値の増減に応じ て逓減又は逓増する経費について行うもので あり、条件不利地域等の状況を段階補正に反 映することは馴染まない。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[消防費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	徳島県		条件不利地域は標団に比べ行政区域が広く、消防分団数や消防団員数が多い。 このため、条件不利地域においては、密度補正 I に消防分団数を指標とした条件不利地域割増を加算されたい。	特に管轄面積が広く人口密度が低い過疎地域等については、経費が市街地に比べ割高になると考えられることから、密度補正により世界しているところ
2	(省)	佐賀県	実际の内防凹員数を 用いた密度補正の創 設	消防費は測定単位を「人口」として算出されているが、決算額に比らて過小となっている団体も見受けられる。 今後の地域防災力の維持向上のためにも、実際の消防団員数(又は消防団条例定数)を用いた密度補正を創設されたい。 [新規]	基準財政需要額の算定は標準的な財政需要 (人数)により積算されるものであり、団員 の実数を補正係数で措置することは適当では ない。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 · 市町村分

[総括 · 需要 · 収入]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	枝 幸 町 (北海道)		道路橋りょう費(延長)に係る寒冷補正の積雪度補正率について、3級地と4級地が同一の係数であることから、級地間の地域差を適正に反映させ、積雪度級地及び近年の積雪値等に応じた係数の引き上げをお願いしたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 積雪地帯における道路構造の特殊 性の実態にかんがみ、これに要する 増加経費を適切に反映するため、過 去において、3級地の補正率を4級地 並に引き上げたものである。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

[下水道費・公債費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)		 公債費(公害防止事業 	るが、翌年度算定に反映されるよう	採用する。 算定様式を変更することによって、錯 誤処理後の元利償還額が判別出来るの で、平成26年度算定に向けて様式を変 更したい。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

L	普通	父	付柷	J
[都道府県分	-	市町村分]

総括 ・ 需要 ・ 収入

小・中学校費]

番号	改正事項	提 出 都 道 府 県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)		東日本大震災に係る教育費の特例率の継続	「特定被災地方公共団体」に対して適用された、小学校費(児童数)、中学校費(生徒数)及びその他の教育費(幼児数)における特例率について、平成26年度も継続を求めるもの。 「継続]	採用する。 平成26年度において、年度途中の児童・生徒との復帰が 想定されること、又は校舎の維持管理も継続的に必要となることから、特例措置を継続するものとする。
2	(省)	上島町(愛媛県)	単年度の生徒不在に伴う学校 数及び学級数の取扱い	継続では無い単年度における生徒不在に伴う学校数及び学級数の不算定による経費負担の見直しについて 〇中学校の生徒が不在となり(学校が休校となり)、学校数又は学級数の測定単位が「〇」となり、算定されなかった。 〇休校中も維持管理経費は最低限必要。 〇今後も周期的に発生するため、数値急減補正の値を学校数及び学級数の補正後数値に反映してもらいたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 会計検査院による平成14年度決算検査報告において、「休校している学校には実態が廃校に近い学校が多数存在しており、廃校となった学校を有している市町村との公平を欠く」と指摘を受けている。地方交付税法における「合理性」及び「公平性」をより確保する観点から、新たな需要額算定を行うことは妥当ではない。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 • 市町村分

[総括 · 需要 · 収入]

[生活保護費、社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	大阪市 (大阪府)	生活保護費(医療扶助) におけるレセプト件数を 用いた密度補正への変更	生活保護費(医療扶助)の密度補正 について、被保護者数より的確に需要 額を捕捉できるレセプト件数を用いた 算定をお願いしたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 生活保護費における扶助費の算定にあたっては、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類でとに標準的な単価を設定している。また、の医療技助については今般の生活保護法一部の追正化に関する内容が盛り込まれたとの運用状況もふまて検討する必ずある。 密度補正等において種地ごとの単価差等を補正しており、平成26年度の単価とび種地区分毎の単価とび程地区分毎の単価差等について見直しを行ったところ。
2	(省)	大阪市 (大阪府)	生活保護費における扶助費の全額算入	であることから、国において認証し国 庫負担金の算定に用いられている決算	一部採用する。 生活保護費における扶助費の算定にあたっては、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者1人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定しており、密度補正しておいて種地ごとの単価差等を補正しているところ。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施しても、被生活保護者1人当たりの単価及び種地区分毎の単価差等については所要の見直しを行ったところ。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

社会福祉費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	札幌市 (北海道)	障害福祉サービスに係る地 域手当級地及び種地級地 による密度補正の新設	「卒兵士曰「	以下により採用しない。 社会福祉費のうち、障害福祉サービスについては、新体系サービスへの移行を踏まえ、平成24年度・25年度にかけて、サービス区分毎に単価を設定し、より実態に合った密度補正を設定して算定を行っているところ。
2	(省)	秋田市ほか 秋田県内全市町村	特別障害者手当等費のおける密度補正の創設	特別障害者手当等費について、支給実績と交付税算入額の差額について密度補正を設定して捕捉すること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 特別障害者手当等費については、国の予算措置等 の状況を踏まえ、所要の経費を適切に単位費用措置 しているところである。また算定の簡素化の観点か ら補正の数を抑制しているところであり、新たな密 度補正を設けることは困難である。
3	(省)	大阪市 (大阪府)	児童扶養手当の適切な算 入	児童扶養手当については、法定受託事務であり、国の基準に基づいて全国的に画一的な取扱いをすることが必要であり、本来、国の責務において行うものであることから、地方負担額については、その実態に応じて基準財政需要額に的確に算入されるべきである。 [継続]	一部採用する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するもの。児童扶養手当に係る市町村の標準団体当たりの措置額については、国の予算額に対応して平成19年度以降一貫して増額しており、引き続き適切な措置に努める。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

社会福祉費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	大阪府	町 竹 は自価性事務所に除る 	「弁4月〕	以下の理由により採用しない。 町村が福祉事務所を設置することは、社会福祉法 上任意であり、また全国的にみても設置町村はわず かであることから、その設置経費を普通交付税で算 定することはできないので、特別交付税において適 切に算入しているところ。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括 · 需要 · 収入

保健衛生費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	札幌市 (北海道)	密度補正Ⅱ(国保関係) における過剰病床分需要 額の拡充	密度補正係数 II における過剰病床分需要額を拡充するとともに、都道府県間の医療費を調整する補正を行うこと。 【継続】	以下の理由により採用しない。 医療費適正化の取組を進めている中で、過剰 病床の温存になりかねない病床数に着目した配 分の増加には、慎重になる必要があるほか、算 定の簡素化の観点から、新たな補正係数の設定 については慎重に対応する必要がある。
2	(省)	岩手県	人口密度を勘案した密度補正の創設	保健師の活動領域については、訪問 指導の増加等により拡大しており、人 口密度が少ない団体ほど保健師一人当 たりの所管面積が大きいことから、係 る経費の増嵩に対応するため、密度補 正係数算定における人口密度の要素の 追加すべきである。 【新規】	以下の理由により、採用しないが引き続き検 討する。
3	(省)	豊能町 能勢町 (大阪府)	上水道事業に統合された 事業に係る簡易水道事業 債の算定方法の見直し	まべの統合に伴い交行税指直かられなくなったため、実償還ベースもしくは 許可額ベースでの算入を行う。	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括 · 需要 · 収入

保健衛生費

番-] 改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)		病院事業債に係る普通交付税算入上限の見直し	【新規】	以下の理由により、採用しない。 他の経営主体に比べて公立病院の建築費コストが高い傾向にあるとの指摘もあることを踏まえ、病院の施設整備費のうち、建物の建築単価が1㎡当たり30万円を上回る部分については、普通交付税措置の対象外としているところ。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

L	普通父付柷	J
[都道府県分 · 市町村分]
Γ	総括 ・ 需要 ・ 収入	1

高齢者保健福祉費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	大阪市 (大阪府)	後期高齢者医療給付費 負担金の単価差を反映 した密度補正の創設	後期高齢者医療給付費負担金に係る 交付税措置額が決算額と大きく乖離し ていることから、医療費単価との相関 関係が見られる10万人当たり病床数に よる密度補正を新設されたい。 [継続]	以下の理由により採用しない。 地域間における医療費単価差の要因は一様ではないことから、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、全国の平均的な水準に基づくべきである。 10万人当たり病床数については、市町村分の適切なデータも存在しない等の課題もある。
2	省)	大阪市 (大阪府)	地方消費税率引上げに よる増収分に対応する 地方負担の基準財政需 要額への全額算入及び 算入状況、算出方法の 明示について	「地方消費税率引き上げによる増収分に対応する社会保障額に全額算算の間、第一人の地方を基準財政には、第一人の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の	一部採用し、引き続き検討する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成26年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても全額を基準財政需要額に算入したところ。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分 **市町村分**]

[総括 · 需要 · 収入

[清掃費

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	尔部印 (古න内)	密度補正係数におけ る「全国観光入込客 統計」の使用		以下の理由により、採用しない。 交付税算定に用いる数値は、公平性を確保する観点から、全国的かつ客観的な統計数値であることを要するが、「全国観光入内村単位の出る道が存在しない調査と、都道の公表を団体で導入しないがも各団体で導入とがも各団体の数値がで導イミングも各団体においてもられていることがあることがあることが開けることはが開いることは困難。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 市町村分

[総括・ 需要・ 収入]

		-		-	
番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	北海道	離島振興経費(離島航空 路線維持対策等)に係る 算定の充実		以下の理由により採用しない。 特別交付税の割合の引下げについて は、平成28年度からに延期したところ。 離島航空に関する経費については、特 別交付税において、適切に措置を行って いるところ。
2	(省)	千葉市 (千葉県)		地域振興費や包括算定経費の単位 費用が大幅に減少したころから、基 準財政需要額が大幅に減少すること が見込まれるが、大都市特有の財政 需要等について、普通態容補正(地 域振興費)などにより適切に算定さ れたい。	一部採用する。 地域振興費(人口)の普通態容補正 I において、行政区に係る割増経費を措置 しており、今回の単位費用の減に伴い、 この割増経費も減額となることから、そ の影響を加味した係数を設定していると ころ。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 • 市町村分]

[総括・ 需要・ 収入]

地域振興費]

		_			
番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	横浜市 (神奈川県)	地域振興費などによる大都市に係る基準財政需要額の適切な算定	地域振興費の単位費用が大幅に減 が大の影響では 一大されるため、 一大されるため、 一大されるため、 一大されるため、 一大されるため、 一大されるため、 一大されるため、 一大されるため、 一大されるが想定者が、 一大されるが、 一大されるが、 一大されるが、 一大されるが、 一大されるが、 一大されるが、 一大されるが、 一大されるが、 一大での の は 一大での は の は に は り は り に は り に り に り に り に り に り に	一部採用する。 地域振興費(人口)の普通態容補正 I において、行政区に係る割増経費を措置 しており、今回の単位費用の減に伴い、 この割増経費も減額となることから、そ の影響を加味した係数を設定していると ころ。
4	(省)	川崎市 (神奈川県)		地域振興費の単位費用が大幅に減 少することから、大都市への影響が 大きいことが想定されるため、地域 振興費(人口)をはじめ、個別算定 経費及び包括算定経費の補正係数等 を引き上げるなどの対応をされた い。	一部採用する。 地域振興費(人口)の普通態容補正 I において、行政区に係る割増経費を措置 しており、今回の単位費用の減に伴い、 この割増経費も減額となることから、そ の影響を加味した係数を設定していると ころ。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[都道府県分 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

			地块派共良	_	
番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	京都市 (京都府)	重要文化財等の所在件 数を用いた密度補正の 創設	文化財保護に係る経費について、 総額の配分割合の変更により、特別 交付税において措置がされない可能 性があることから、普通交付税にお いて重要文化財等の所在件数等の指 標を用いた密度補正を創設するこ と。 [新規]	以下の理由により採用しない。 特別交付税の割合の引き下げについて は、平成28年度からに延期したところ。 文化財保護に係る経費については、引 き続き、標準的な経費を普通交付税にお いて、割高となっている経費について は、文化財の件数に応じて、特別交付税 において、適切に措置していく。
6	(省)	綾部市 (京都府)	密度補正Ⅲにおける外 国青年招致人員の対象 範囲の見直しについて	外国青年招致人員に、民間委託に よる外国青年(NON-JET)人 員数を算入していただきたい。 [継続]	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 外国青年招致人員数に対する経費とごの がでは、外国で変流の国際交流の がでの国際交流の がでが、国際交流の がでが、 が存れているもの。 ののの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税] [都道府県分· <mark>市町村分</mark>]

[総括 · 需要 · 収入]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	大阪市 (大阪府)	事業所祝の除外又は事 業所税見合いの基準財 政霊亜頞の質え方法の	事業所税は基準財政収入額及びそれにかかる基準財政需要額の算入を行わないようにするべきと考えるが、現行制度を継続するとしても、事業所税見合いの需要額の捕捉状況を正確に把握するため、算入方法を明確にされたい。 [継続]	以下の理由により採用しないが、算入方法については今後検討する。 事業所税は目的税であるが、税収規模が大きが包括的に規定されて、法を等がと同様に基準財政収入額に算入して、当の使途状況を関係である。 同税見合いの需要については、事業おいて、関係費まるとともととする。 明入の使途状況をとときる、算入するにあるが、ので検討していくこととする。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
L	百进义的优	J

[都道府県分 · 市町村分

[総括・ 需要・ 収入]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)		
8	(省)	香芝市 (奈良県)	目の拡大	地域振興費(人口)において人口 急増補正はされているものの、各費 目の測定単位を置き換えて試算した 場合と比較すると、増加需要額が少 額となることから、各費目において 措置をされたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 数値急増補正は、平成10年度より 「その他の諸費」において一括適用して おり、平成19年度からは「地域振興 費」において、一括適用しているが、こ れらはいずれも算定の簡素化の観点から 行っているもの。		
9	(省)	愛媛県	公民館数を用いた密度 補正の創設	切二地は現在では、 切には、 では、 は、 では、 では、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 公民館に要する経費については、「そ の他の教育費(人口)」の単位費用にお いて措置をしており、人口密度に応じた 割増を行っているところであるが、実態 等を踏まえながら、引き続き検討する。		

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[都道府県分 · 市町村分

[総括・ 需要・ 収入]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(省)	愛媛県	隔遠地補正(離島補 正)における島しょ面 積等の反映	ら、島の数も補正係数に算入されたい。また、島しょ部では投資的経費 も割高になることから、「地域振興	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 属島補正については、平成21年度、平 成24年度において拡充したところ。な お、実態等を踏まえながら、今後も引き 続き検討する。
11	(省)	佐世保市 (長崎県)	隔遠地補正における外 海離島の反映	合併した場合、本土との連絡経費等 合併後の効率化努力だけでは解決で きない行政コストの増加が生じてい るため、地域振興費(人口)にある	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 属島補正については、平成21年度、平 成24年度において拡充したところ。な お、一般的に合併した市町村は行政の効 率化が図られるが、合併後の現在の市町 村の実需や実情をよく伺った上で、合併 算定替の適用終了に伴う全体的な議論も 踏まえ、適切な基準財政需要額の算定が できるよう検討したい。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分 市町村分

[総括 · 需要 · 収入]

地域振興費]

番-	号 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	! (省)	与那原町 (沖縄県)	人口急増補正係数の見 直し(捕捉されていな い基準財政需要額の反 映)	地域振興費(人口)における人口 急増補正係数が設定されているとこ ろであるが、当該係数に反映されて いない人口急増に伴う需要額の増加 があるため、それを反映していただ きたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 人口急増補正は、人口の増加が著しい団体において、国勢調査の数値のみであるであるものであるが、人口の著しい需要を算定するものであるが多くかかることが見かによい経費にしているとしては、対象としては、対象としては、算定方法の間素化の観点から、新設は困難である。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[都道府県分 · 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入

[地域経済・雇用対策費]

		提出都道府県			
番号	改正事項	提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	名寄市 (北海道)	現行の算定方法の継続・充実	地域経済・雇用対策費の現行の算定方法の継続・充実。 【新規】	採用する。 本費目においては、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など住民ニーズに適切に対応した行政サービスを展開するための経費を算定したところ。 地域経済については、現在も厳しい状況が続いており、各地域において住民ニーズに的確に対応した施策を展開できるよう今後とも適切な算定に努める。
2	(省)	長崎市 (長崎県)	表足の山内領の仲の平寺	地域経済・雇用対策費の経常態容補正係数Bについて、単に1人当たり製造品出荷額が全国平均より高い自治体へ加重配分されているが、製造品出荷額の伸び率(過去5年間)を用いるなど、自治体の政策努力等が反映されるようなしくみを検討していただきたい。 【新規】	以下の理由により採用しない。 本費目においては、海外競争力強化等をはじめとした地域経済の活性化に要する経費を算定することとしている。 このことから、1人当たり製造品出荷額の多い団体における行政需要を算定したものである。
3	(省)	佐世保市 (長崎県)	「第一次産業就業率/全 国平均」の指標を用いた算 定	臨時費目「地域経済・雇用対策費」の算出基礎の見直し(「第一次産業就業率/全国平均」を算出基礎とすること)を求めるもの。 【新規】	以下の理由により採用しない。 本費目においては、海外競争力強化等をはじめとした地域経済の活性化に要する経費を算定することとしていることから、現行の算出基礎を採用しているもの。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

	普通交付税	-
	都道府県分 • 市町村分	-
Γ	総括 · 需要 · 収入	-

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	北海道	行革努力及び地域経済 活性化の成果の算定へ の反映(ラスパイレス 指数)	要請を踏まえた取組みやそれ以前の 人件費削減努力を、ラスパイレス指 数や期末・勤勉手当等に係る減額状 況等を参考に適切に評価し、算定に 反映する仕組みを取り入れられたい こと。 産業が集積した地域に有利な指標 を用いるだけでなく、条件不利地域	せるため、ラスパイレス指数及び職員数 削減率を基本とし、両指標では捕捉でき ない手当削減等の取組を反映させるた め、人件費削減率、人件費を除く経常的 経費削減率や地方債残高削減率を用いる
2	(省)	名寄市 (北海道)	職員数削減数における 市立病院職員数、市立 大学職員数の除外	職員数削減を用いた係数の取扱いについては、市立病院職員数、市立大学職員数を除いた職員数での削減率での算定を要望する。 [新規]	以下の理由により採用しない。 職員数削減率については、当該団体の 総人件費に影響を与えるのが総職員数の 削減率であることから、全ての職員数の 増減を反映することを基本としたもの。
3	(省)	中標津町 (北海道)	職員数削減数における 病院職員の除外	職員数削減加算の算定にあたり、 公営企業会計の職員数(病院事業) を除外していただきたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 職員数削減率については、当該団体の 総人件費に影響を与えるのが総職員数の 削減率であることから、全ての職員数の 増減を反映することを基本としたもの。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

	普	通3	を付	稅		
[都道府県分	· {	Ī	市町	「村分	
Γ	総括 .	雲	更		₩ λ	

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)		職員数削減数における 病院職員の除外	職員数削減率の算定にあたり、公立病院の職員を除外していただきたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 職員数削減率については、当該団体の 総人件費に影響を与えるのが総職員数の 削減率であることから、全ての職員数の 増減を反映することを基本としたもの。
5	(省)		職員数削減数における	「国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針」に基づき、国立病院の移譲を受けた地方団体の行革推進努力が適正に反映されるよう以下の算定方法を求める。 ①移譲のあった団体の病院職員数を除く②基準の年を再編成計画にそのである。 「新規」	以下の理由により採用しない。 職員数削減率については、当該団体の 総人件費に影響を与えるのが総職員数の 削減率であることから、全ての職員数の 増減を反映することを基本としたもの。
6	(省)	宮城県福島県	体における特例措置 (職員数削減率におけ る対象職員の限定、ラ	ては全体分から復旧・復興事業分を 差し引いた数値を用いるなど、東日	減率については、復旧・復興事業分を除

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税[都道府県分 · 市町村分][総括 · 需要 · 収入

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	八王子市 (東京都)	奴党能索はエカ田いた	社会的な条件等による差をすべて反映することは困難であり、公平性が担保されず、地方間の格差を広げる要因になりかねないことから、経常態容補正を用いず、「測定単位(人口)×単位費用×段階補正」としていただきたい。	以下の理由により採用しない。 既に積極的に行革を行っている地方団体においては、行革によりにおいると考におりていると考に活用していると考いの活性化等に係る指標がが積していにる地域においては、地方団体ががしていための施策を展開していための施策を展開していためのがある。 では、「地域の元気創造事業費」にあるにおいては、行革努力と地域経済のといるにおいては、行事努力と地域のである。 では、行事のといるを開けていば、行事のである。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

	普通	交付	[†] 税		
[都道府県分	- 🗆	市町	T村分	
Γ	総括・需	要	-	収入	

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
8	(省)	横浜市(神奈川県)	ラスパイレス指数以外 の人件費削減の反映	① では、	①はさくを②のと較映 源用定演人体に目こま源らあすすまがさすまがさす場所とと 出経す率にのりが別組件高の職数をを たにをの は成、し れにもよる お手件率に で映除率 数 比反 財活算削 各な本た た充のり で映除率 数 比反 財活算削 各な本た た充のりで映除率 数 比反 財活算削 各な本た た充のり は成、し れにもよる は

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税[都道府県分 · 市町村分][総括 · 需要 · 収入

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(省)	横須賀市 小田原市 三浦市 秦野市 海老名町 愛川町 (神奈川県)	8月以降に給与減額を 実施した団体における 減額時点のラスパイレ ス指数の使用	以降に給与減額を実施した市町村 は、削減した時点のラスパイレス指	採用する。 ラスパイレス指数については、平成25年度7月1日時点のラスパイレス指数を実施した 年度7月1日時点のラスパイレス指数を実施した 団体についても、減額時点のラスパイレス は数を用いて算定を行うこととした スま数を用いて第位を行うこととした の。 なお、給与減額の取組期間による、 には差があることとした 減額の行革努力を適切に算定することとした もの。
10	(省)		8月以降に給与減額を	国の要請に基づき平成25年7月から削減している団体については、取組が遅れている団体と比較し、行革努力を適正に反映できるよう、ラスパイレス指数を用いる場合は基準日を平成25年7月1日に設定するなど、国の要請との整合がとれる適正な制度設計を構築されたい。 [新規]	採用する。 ラスパイレス指数については、平成25年度7月1日時点のラスパイレス指数を基本とし、8月以降に給与減額を実施した団体についても、減額時点のラスパイレス指数を用いて算定を行うこととしたもの。 一方、給与減額の取組期間によって捻出した財源には差があることとした減額の開始時期を反映させ、各地方団体の行革努力を適切に算定することとしたもの。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

	普通交付税				
[都道府県	分 •	市田	T村分	
Ε	総括・	需要		収入	

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(省)		実施した団体における	給与費を復元するとともに、平成 25年7月の給与削減に取り組んだ市 町村へは増額配分措置を実施された い。 [新規]	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税[都道府県分 · 市町村分][総括 · 需要 · 収入

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	(省)	丸亀市 (香川県)	8月以降に給与減額を 実施した団体における 減額時点のラスパイレ ス指数の使用	備や必要な手続き等の関係で実施が 7月以降となった地方自治体も多く	採用する。 ラスパイレス指数については、平成25年度7月1日時点のラスパイレス指数を実施した 年度7月1日時点のラスパイレス指数を実施した 団体についても、減額時点のラスパイレス指数を用いて算定を行うこととしたもの。 一方、給与減額の取組期間によって捻出した財源には差があることとも、給与減額の下離の開始時期を反映させ、各地方団体の行革努力を適切に算定することとしたもの。
13	(省)	小田原市 三浦市	推進債、行政改革推進	臨時財政対策債に加え、行革努力の指標として用いるのに相応しくない以下の特別な地方債については除外していただきたい。 (第三セクター等改革推進債、行政改革推進債、退職手当債、減収補塡債、減税補塡債)	一部採用する。 地方債残高削減率については、地財対策において財源の補塡のために発行する地方債、災害に係る地方債は対象外としたところ。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[都道府県分 市町村分]

[総括・ 需要 ・ 収入

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
14	(省)	小田原市 (神奈川県)	広域連携に伴う職員数 及び地方債残高の増加 時の算定	した地方債については、算定の対象 から除外するなどの一定の配慮をし ていただきたい。 [新規]	一部採用する。 職員数については、広域連携により引き受けることとなった業務に従事する職員数のうち、定員管理調査上、把握できる人数を過去の職員数に加算することとした。 地方債については、行革努力が及ばないものや、行革推進のために発行するものを除外することとした。
15	(省)	海老名市 (神奈川県)	1人当たりの地方債残高 の使用	きた地方公共団体の行革努力も適切 に反映されたい。	以下の理由により採用しない。 地域の元気創造事業費の算定に当たっては、団体の規模にかかわらず、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の取組を適切に評価する観点から、指標の絶対値ではなく、伸び率(削減率)を用いて全国の水準と比較することとしたところ。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

	普通交付税				
[都道府県分 •	市町村分			
Γ	総括 · 需	要・収入			

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(省)		地方債残高削減率の不 使用		地域の元気創造事業費の算定に当たっ ては、各地方公共団体の様々な行革努力
17	(省)		人件費削減努力に係る 指標の不使用及び地域	人件費削減等を誘導するような指標を用いて、基準財政需要額の算定 を行うべきではない。	以下の理由により採用しない。 既に積極的に行革を行っな地方団体におい行革により捻いている地方団体のは、行事におりたとと行事におりたといるなながあれるなながある。 を地域の活性化等に活用体の全国を対象を表現のながである。 を地域を見いたとのであるが存在ののでは、であるにでは、であるには、であるには、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、であるには、であるには、であるには、であるには、であるには、であるには、であるには、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税[都道府県分 · 市町村分][総括 · 需要 · 収入

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
18	(省)	名古屋市 (愛知県)	人件費削減率の使用及 び地域経済活性化に係 る成果指標	び威田削減労力の放業指標として、 地方財政状況調査に基づく決算増減 額及び増減率を活用するのが適当と 考える。 地域経済活性化の指標として、製 造品出荷額、事業所数、若年者就業 率、転入者人口、小売業年間商品販 売額などが適当と考える。 [新規]	一部採用する。 各団体の行革の方、と、 人件費の 所ででは、、 、人性 、と、 、人性 、と、 、と、 、と、 、と、 、ころがして 、ころがして 、ころ 、この 、この 、この 、この 、この 、この 、この 、この 、この 、この
19	(省)	日進市 (愛知県)	人口千人当たりの職員 数の比較方法	職員数削減率を使用する場合は、 人口千人あたりの職員数での過去と 現在の比較等、人口の増減を加味し た方式となるよう要望する。 [新規]	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済の活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するもの。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

	普通交付税				
[都道府県	分 •	市田	订村分	
[総括・	需要	.	収入	

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
20	(省)	石饭巾 (二番旦)	職員数削減率及びラス パイレス指数以外の人 件費削減率の反映	職員数の削減率及び直近のラスパイレス指数の係数把握のみをもして人件費削減の取組みが需要額として算定されるしくみであり、他の行財政改革の取組み努力が反映される仕組みを立立、市立病院)をり、とは場合は職員数が増加しており、を対象年度の適正化等の算定方法の改善をお願いしたい。 [新規]	一部採用する。 各地方団体の様々な行革努力を反映させるため、ラスパイレス指数及び職員数削減率に加えて、人件費削減率、人件高削減率を経常的経費削減率や地方債残高削減率を用いることとした。 職員数削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の制減率であることを基本としたもの。増減を反映することを基本としたもの。
21	(省)		職員数削減率における 公営企業職員数の除外	独立採算を原則とする公営企業の 職員の減を地域の活性化に資する需 要に充てることは現実的ではないた め、公営企業職員数を除いた職員数 を基礎数値とされたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 職員数削減率については、当該団体の 総人件費に影響を与えるのが総職員数の 削減率であることから、全ての職員数の 増減を反映することを基本としたもの。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

	普通交付税				
	都道府県分 市町村分				
г	終				

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(省)	西宮市 (兵庫県)	人口1万人当たりの職 員数の使用	行革努力の指標について、職員数削減率の算定対象期間中に人口の増加により行政権が増大した団体が不利な算定とならぬよう、公平に人口1万人当たり職員数を用いた算定としていただきたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済の活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するもの。
23	(省)	児冷巾 (色取但)	職員数削減率及びラス パイレス指数以外の人 件費削減率の反映	給与水準、職員数削減以外の特別職の給与・退職金のカット、議員定数の削減や報酬カットなどの行革努力も何らかの形で交付税措置に反映できないか。 [新規]	採用する。 各地方団体の様々な行革努力を反映させるため、ラスパイレス指数及び職員数削減率に加えて、人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率や地方債残高削減率を用いることとした。
24	(省)		経済対策に係る経費の 除外	経済対策事業は全て臨時的経費に 区分されることなどから、決算額の うち経常的経費を基本として算定基 礎数値として用いていただきたい。 [新規]	以下の理由のより採用しない。 行革により捻出された財源が、地域の活性化に要する経費に充てられていることを前提に算定するものであることから、臨時的経費も含めた総額により算定するもの。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

	普通交付税	
[都道府県分 • 市町村分	
Γ	総括・ 需要 ・ 収入	

番号	·改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(省)		過去のラスパイレス指数及び人件費削減率における一部事務組合、 事務委託の反映	①つう55て度るは措て②人あ当映て務こ地人にでは、なくりでは、以あでいるのは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、、なりでは、、なりでは、、なりでは、、なりでは、、なりでは、、なりでは、、なりでは、、なりでは、、はのでは、、なりでは、、はのでは、、はのでは、、はのでは、、はのでは、、はのでは、、はのでは、、はのでは、、はのでは、、はのでは、は、はのでは、は、はのでは、は、はのでは、は、はのでは、は、はのでは、は、は、は、	一部では、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のには、大学のには、大学のには、大学のには、大学のには、大学のには、大学のには、大学のには、大学のには、大学のには、大学のには、大学のには、大学のには、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税					
[都道府県分 •			市田	T村分	
Ε	総括・	需要	更		収入	

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	(省)	広島県	地域経済活性化の成果 の算定への反映(個別 指標の設定)	標とするなど、小売業年間商品販売生間商品関係を中間で、小川間活性できまずで、小川間ででは、小川間ででは、小川間ででは、大大ででは、大大では、大大ででは、大大ででは、大大ででは、大大ででは、大大ででは、大大ででは、大大ででは、大大ででは、大大ででは、大大ででは、大大ででは、大大ができる。というでは、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができないが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大ができるが、大大が、大大が、大大が、大大が、大大が、大大が、大大が、大大が、大大が、大	①地域経済活性化の成果も適なくしてできる。の成果も適なり伸いの成果も適なり伸いを発育を出ていて、とのでは、ないのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、というでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

	普通交付税	
	都道府県分 · 市町村分	
Γ	総括 ・ 需要 ・ 収入	-

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
27	(省)	鳴門市 (徳島県)	ラスパイレス指数以外 の人件費削減努力の反		各種手当の削減等の取組を反映するため、人件費削減率を指標に用いることと
28	(省)	徳島県	地域経済活性化の成果 の算定への反映 (個別 指標の設定)	い。 ・1人当たり県民所得を活用 ・過去3年間の平均伸び率で算定 ・全国を上回る度合いに応じて加 算	

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税 [都道府県分 · ■ 市町村分 ■

[総括 · 需要 · 収入

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
29	(省)	東温市 (愛媛県)	た団体における職員数		以下の理由により採用しない。 職員数削減率については、当該団体の 総人件費に影響を与えるのが総職員数の 削減率であることから、全ての職員数の 増減を反映することを基本としたもの。
30	(省)	大洲市 (愛媛県)	製造品出荷額の不使用	垣前田何額、従来有数、事未所数) を用いないでいただきたい。 「 ※ 坦〕	以下の理由により採用しない。 各地方公共団体の様々な地域経済活性 化の取組を反映するため、全国的かつ客 観的な統計データが存在する指標を幅広 く選定することとし、製造品出荷額、従 業者数、事業所数についても指標として 用いることとした。
31	(省)	上島町 (愛媛県)	製造品出荷額の不使用	製造品出荷額について、1つの主要産業に偏在する小規模自治体は、 新興産業の創設に尽力しても数値と	以下の理由により採用しない。 各地方公共団体の様々な地域経済活性 化の取組を反映するため、全国的かつ客 観的な統計データが存在する指標を幅広 く選定することとし、製造品出荷額につ いても指標として用いることとした。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

	晋通交付税				
[都道府県分 • 市町村分				
Γ	総括・ 需要・ 収入				

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
32	(省)		行革努力及び地域経済 活性化の成果の算定へ の反映(個別指標の設 定)	耐度設計には、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	201.4兆の60.4兆のでは、 60.4兆の元気管性となる。 地域の元気にでは、、 201.4兆の元気を作用をでは、、 201.4兆の元気を作用では、、 201.4兆のの元気を作用では、 201.4兆のの元気を作用では、 201.4兆のの元気を作用では、 201.4兆のの元気を行用では、 201.4兆のの元気が、 201.4兆のの元気が、 201.4兆のでは、 201.4 20

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税[都道府県分 · 市町村分][総括 · 需要 · 収入

番	号 改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
33	3 (省)		職員1人当たり人口の 使用		以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済の活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するもの。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

	普通交付税					
[都道府県分	Ī	市町	「村分		
Е	総括・需	要		収入		

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
34	(省)	佐賀県	の反映(個別指標)	「地域の元気では、 「地域の元気では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	一 では、 一 では、 一 では、 一 では、 の地域方、造で全比るのとこ割減同る組業済たにて、 の地域方、造で全比るのとこ割減同る組業済たにで、 を一は、 ので全にで全にで、 のので

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

	晋通	交付	†税	
	都道府県分	· 🗔	市町村分	•
Г	総 括 . 重	亜	. ווס ג	

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
35	(省)		消防広域化に伴う職員 数増加時の算定	消防広域化に伴う職員数増が職員 数削減率の算定上不利に働かないよう配慮されたい。また、市民の安全・安心を守る消防職員において、一般職員と同様に職員数削減率をもって算定されることがないよう配慮されたい。 [新規]	採用する。 職員数については、広域連携により引き受けることとなった業務に従事する職員数のうち、定員管理調査上、把握できる人数を過去の職員数に加算することとした。
36	(省)	熊本市 (熊本県)	指定都市移行に伴う職 員数増加に係る算定	指定都市移行に伴う職員数増加に より当該費目算定上不利に働かない よう配慮されたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 職員数削減率及び人件費削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。
37	(省)		職員数削減率における 病院職員の除外		以下の理由により採用しない。 職員数削減率については、当該団体の 総人件費に影響を与えるのが総職員数の 削減率であることから、全ての職員数の 増減を反映することを基本としたもの。
38	(省)		みなし過疎地域等条件 不利地域への配慮	地域振興費(人口)の経常態容補 正Iの算定について、「みなし過疎 地域」を算定対象とすること。 [新規]	以下の理由により採用しない。 地域の元気創造事業費においては、条件不利地域の成果も適切に評価されるよう、指標の絶対値ではなく伸び率を全国の水準と比較することとしたところであり、過疎法対象地域等における割増しを講じていない。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税 [都道府県分 · 市町村分] [総括 · 需要 · 収入

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
39	(省)		職員数削減数における	公営企業職員は独立採算制をとっており、地財計画でも公営企業繰出金に職員の給与費は計上されていないため、交付税基礎数値を公営企業職員分を除く普通会計職員としていただきたい。 [新規]	以下の理由により採用しない。 職員数削減率及び人件費削減率については、当該団体の総人件費に影響を与えるのが総職員数の削減率であることから、全ての職員数の増減を反映することを基本としたもの。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

 普通交付税
]

 「都道府県分・ 市町村分
]

 「総括・ 需要・ 収入
]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	八王子市 (東京都)	普通交臨時財政対策債 発行可能額の算出方法 の見直し(財政力指数 による補正の見直し)	況であることから、財政力が比較的	以下の理由により採用しない。 財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に財政規模も大きく、地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。
				「小坂小りに」	
2	(省)	姫路市 (兵庫県)	普通交臨時財政対策債 発行可能額の算出方法 の見直し(財政力指数 による補正の見直し)	[新規]	以下の理由により採用しない。 財源不足額基礎方式において、財政力に応じ た補正を導入しているのは、財政力の強い団体 は、一般的に財政規模も大きく、地方債による 資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策 債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対す る影響を緩和するためである。
3	(省)	尼崎市 (兵庫県)	普通交臨時財政対策債 発行可能額の算出方法 の見直し(財政力指数 による補正の見直し)	ることから、臨時財政対策債発行可能額について、財政力のほかに将来負担の状況を加味する補正係数を設定する。 [新規]	以下の理由により採用しない。 臨時財政対策債の元利償還金相当額は、毎年度の地方財政計画にその全額を計上することによって所要の財源を確保し、また、地方交付税の算定に当たっては、地方交付税法に基づき、その全額を基準財政需要額に算入している。このように、各地方団体の臨時財政対策債の元利償還金については確実に財源保障している。そのため、将来負担比率や実質公債費比率とは関係していないもの。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

 普通交付税
]

 「都道府県分・ 市町村分
]

 [総括・ 需要・ 収入
]

[臨時財政対策**債**]

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	志賀町 (石川県)	臨時財政対策債発行可 能額の算出方法の見直 し(合併算定替の算定 方法の見直し)	5、激変緩和期間において他の合併	採用する。 合併団体における臨財債の算出について、合併団体間で不公平が生じないよう、合併算定替により増加した財源不足額の縮減に応じた臨財債の額となるよう算定方法の見直しを行ったところ。
5	(省)	大阪市	臨時財政対策債発行可 能額の算出方法の見直 し(個別団体への振替 率の全国一律設定)	や、指定都市とその他市町村という 区分を廃止し、臨時財政対策債への	以下の理由により採用しない。
6	(省)	神戸市 広島市	臨時財政対策債発行可 能額の算出方法の見直 し(指定都市における 配分への配慮)	における補正係数の統一。 (指定都市とその他の市町村分) [新規] 神戸市 [継続] 広島市	以下の理由により採用しない。 財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に財政規模も大きく、地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。 この観点から、行政権能が町村より道府県に近い政令市において、一般市町村と同様の算出方法ではなく、道府県に近い算出方法を設定したところ。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税

[都道府県分 • 市町村分]

[総括 · 需要 · 収入]

合併算定替

番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	あきるの市 (東京都)	合併市町村の財政需要 に応じた算定方法の導 入(支所に要する経 費)	支所に要する経費については、平成 11年4月以降の合併団体だけでなく、 平成11年3月以前の合併団体に対して も、合併時期に関わらず算定されるべ きであること。 【新規】	以下の理由により採用しない。 平成11年3月以前の合併団体については、すでに 合併算定替の適用期間が終了しており、一本算定に 移行しているもの。
2	(省)	静岡市	支所に要する経費の算定	支所に要する経費の算定において、 分庁舎に要する経費も対象にすること。 (旧清水市庁舎が区役所として位置づけられていることから支所に要する経費の算定の対象外となっている)	以下の理由により採用しない。 支所に要する経費の算定は、旧市町村役場が、合併後の市町村の支所として重要な役割を果たしていることに着目し、支所に要する標準的な経費を措置するものである。 一方、分庁舎は本庁舎の一形態であり、今回の支所に要する経費の算定は、こうした形態の差異により発生する経費を対象とするものではない(政令市以外の市町村においても分庁舎であることを加味しているものではない)。
3	(省)	①尾道市(広島県) ②今治市(愛媛県)		①支所に要する経費における本庁からの距離の遠さによる補正について、実態に応じた補正を行うこと(一般道路と有料道路の経費の実態差を反映) ②「支所に要する経費」の算定案では、「本庁からの距離の遠さによる補正」のうち、離島においては水路の距離補正が検討されているが、島しょ部との唯一の連絡が有料橋の場合にも同様の取扱を検討すること。 【新規】	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 支所に要する経費のうち、本庁からの距離の遠さによる補正については、本庁からの距離と支所の職員数をはじめとした組織規模との間に一定の相関があることを踏まえたもの。 本庁と支所との間に有料橋があることによる影響は明確には見られないが、全国の実態を踏まえつつ、引き続き検討する。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

 [都道府県分・ 市町村分]

 [総括・ 需要 ・ 収入]

合併算定替

1	番号	改正事項	提出都道府県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
	4	(省)	入电印 (禾Ⅲ旧)		関する検証を要望。	採用する。 合併後も旧市町村役場が支所として住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理や災害対応等に重要な役割を果たしていることに着目し、旧市町村役場を支所とみなし、平成26年度から、支所に要する経費の算定を行う。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

 [都道府県分・ 市町村分]

 [総括・ 需要 ・ 収入]

合併算定替

(金) (一つ秋田県全市町村						
(金) (一) 秋田県全市町村	番号	改正事項		事項名	意見の内容	処理の方針(案)
増」の算定、反映にあたっては、離島を 合併した団体の需要に係る新たな補正 係数の創設 【継続】	5	(省)	⑥~⑦秋田県全市町村 ⑧滋賀県 ⑨徳島県 ⑪丸亀市(香川県) ⑪り⑫愛媛県 ⑬上島町(愛媛県)	に入 ①正②の③補を④度素⑤費に夕⑥の⑩等「面確⑫等み⑬した所 消充の 健人 ⑨に加の所館費税 体る他大つ掃不り体算以 防 教 衛口 【人 教に・の費 】需()早費利経】の定外 費 】 生密 清口 ・要保加】 「要標」期】委費離方) 】 段 費度 掃密 保す健算密 人の準のの過地 島要法 密 階 】の 費度 健るセ 度 口割団算実疎域 をにの 度 補 密要 】の 衛経ン 補 密増体定施地の 合係導 補 正 度素 密要 生費 正 度」のの 域ご 併る	所設置というでは、大大正、大大正、大大正、大大正、大大正、大大、大大、大大、大大、大大、大大、大	複数年度で順次行う。 平成27年度以降に合併算定替の特例期間が終了する影響が本格化することから、合併により市町村の行政区域が広域化したことに着目し、地方団体の実情を把握したうえで、人口密度等による需要の割増、標準団体規模の見直しを行う。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

 [
 普通交付税
]

 [
 都道府県分・ 市町村分
]

 [
 総括・ 需要・ 収入
]

所得割

番号	改正要望	提 出 都 道 府 県 提 出 市 町 村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	札幌市、恵庭市、 根標市、悪庭市、 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人	おける分離譲渡所得以外	市町村民税所得割について、課税実績との乖離が大きいことから、法人税のように分離譲渡所得分以外について、精算制度の導入や乗率 α を用いた推計基準税額の用いるなどの算定方法の見直しをされたい。 【継続】	採用しないが、引き続き検討する。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのおる税目について特例的に設けられておいり、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割にの対象とはしていないの対象とはしていないとおきにあるが、引き続き、個々の団体にとおきるが、引き続き、しながら今後としている事制度導入の必要性について検討していく。